電子契約サービス利用に係るよくある質問(事業者向け)

NO	質問	回答			
1 事	1 事前準備				
1	電子契約サービスを利用するにあた り、ソフトウェアのインストールなどの 準備は必要ですか。 	不要です。インターネットを利用して締結をします。 推奨環境:Chrome、Safari、Firefox、Microsoft Edge(Internet Explorerは非推奨です。)			
2	何か費用がかかりますか。	不要です。ただし、電子契約サービスを利用する際に発生 するインターネット通信料は事業者様の負担となります。			
3	クラウドサインのアカウント登録が必 要ですか。	不要です。			
4	スマートフォンでも電子契約の締結は 可能ですか。	メールの送受信が可能で、推奨環境を満たしたスマート フォンであれば、電子契約の締結は可能です。 推奨環境:Chrome、Safari、Firefox、Microsoft Edge(Internet Explorerは非推奨です。)			
5	今後の契約は全て電子契約でしなけ ればならないのですか。	紙の契約書とするか電子契約とするかは選択が可能で す。 なお、電子契約の対象となるか否かは、各案件の公告にそ の旨記載します。			
6	契約書確認依頼メールはどのアドレス から届きますか。	契約書確認依頼メールの送信元アドレスは support@cloudsign.jpとなります。			
7	クラウドサイン以外の電子契約サービ スは利用できますか。 	那覇市との電子契約は、那覇市が「クラウドサイン」を利用 して契約書をアップロードする場合に限ります。事業者様 からアップロードしたり、他社の電子契約サービスを利用 いただくことはできません。			
2 電子契約利用承諾書					
1	電子契約とするために、那覇市に提出 する書類はありますか。	各案件ごとに「電子契約利用承諾書」を電子入札システム から提出してください。			
2	「電子契約利用承諾書」の様式はどこ で取得できますか。	那覇市HPや各案件の公告データからダウンロードしてく ださい。			
3	「電子契約利用承諾書」はどのタイミン グでどのように提出したらいいです か。	落札候補者になった際に提出する資格審査書類と合わせ て電子入札システムから提出してください。 			
4	以前に「電子契約利用承諾書」を提出 したことがあり、記載内容に変更がな い場合、それを代用してもらうことは 可能ですか。	電子契約を希望する場合は、各案件ごとに提出となりま す。			
5	「電子契約利用承諾書」は電子契約を 希望しない場合でも提出が必要です か。	電子契約を希望しない場合、提出は不要です。			
6	「電子契約利用承諾書」には、契約締結 権限者と担当者の2名分の欄がありま すが、2名分記載する必要はあります か。	1名でも問題ありません。1名の場合は契約締結権限者欄 に記載してください。また、3名以上になる場合は、担当 者欄を追加し記載してください。 なお、担当者を2名以上記載いただいた場合(担当者欄が 2つ以上ある場合)は、下側の欄から順に送信します。			

7	担当者と契約締結権限者が同じメー ルアドレスを使用することはできます か。	メールアドレスを重複して使用することはできません。別 のメールアドレスをご用意ください。
8	「電子契約利用承諾書」の担当者は案件により変更可能ですか。	案件ごとに提出いただきますので、その都度、担当者や メールアドレスが異なっても構いません。
3 契	約書データ	
1	契約書の原本となるものは、締結完了 のメールに添付された契約書データで すか。又は電子契約サービス(クラウ ド)上に保存されたデータですか。	メールに添付された契約書データ及び電子契約サービス (クラウド)上に保存されたデータが原本になります。 また、クラウド上に保存されるためには、クラウドサインの アカウント作成が必要となりますのでご注意ください。 クラウドサイン フリープランのご登録 >> https://www.cloudsign.jp/signup/
2	契約締結後、契約書データはどこから ダウンロードすればよいですか。	契約締結完了後、送信ルート上の全ての関係者に、電子署 名が施された契約書データが添付された締結完了メール が届きますので、そちらからダウンロードしてください。 なお、ファイルサイズが一定容量(通常6MB、キャリアメー ルの場合は2MB)を超えた場合は、クラウドサイン上から ダウンロードする必要があります。 ・クラウドサインのアカウントをお持ちの場合 クラウドサインのアカウントをお持ちでない場合 契約書データのダウンロードが可能なURLリンクが締結 完了メールに設定されますので、そちらから契約書データ の取得が可能です。URLの有効期限は10日間となりま す。
3	契約書確認依頼メールが届いたとき に、契約書内容に誤りがあった場合は どうすればよいですか。	電子契約サービスの仕組み上、修正することはできません ので、当該契約書データを破棄し、新たな契約書データを 作成する必要があります。誤りに気付いた場合は、契約締 結を行わず、那覇市の担当者へご連絡ください。
4	契約後に、契約書内容の誤りが判明し た場合はどうすればよいですか。	ー度合意締結した契約データ自体を修正・解除することは できませんので、那覇市担当者にご連絡ください。

4 合意締結証明書				
1	いつ誰が契約に同意したかを確認で きるものはありませんか。	Adobe Readerで契約書データ(PDF)を開き、「電子署 名パネル」から電子署名とタイムスタンプを確認すること ができます。		
2	いつ誰が契約に同意したかを簡単に 確認できるものはありませんか。	「合意締結証明書」があります。 合意締結証明書は、電子契約サービス提供事業者が発行 する証明書で、電子契約が取り交わされた事実を確認で きるものです。 合意締結証明書には、契約名、契約書データのファイル 名、書類ID、契約書の確認・同意を行った方の氏名、メー ルアドレス及び承認日時が記載されます。 なお、合意締結証明書は次の方法により取得できます。 ・クラウドサインのアカウントをお持ちの場合 クラウドサインにログイン後、「締結済み」から対象書類を クリックし、「書類概要画面」を表示します。画面中央右の 「ダウンロード」をクリックし、「合意締結証明書」を選択す ることでダウンロードできます。 ・クラウドサインのアカウントをお持ちでない場合 事業者様にてダウンロードすることはできませんので、那 覇市担当者までご連絡ください。		
3	契約書を紙で印刷した場合、契約書が 締結済みであることを確認する方法 はありますか。	契約書データを印刷したものと、合意締結証明書を照合 することで確認ができます。 クラウドサインを利用して契約締結を行った場合、契約書 の左下(1枚目のみ)に書類IDが付与されます。 合意締結証明書にも同じ書類IDが記載されていますの で、書類IDを照合することにより締結済みであることが 確認できます。		
5 変更契約				
1	変更契約時に人事異動により当初契 約から担当者が変わりました。問題あ りませんか。	問題ありません。当初契約と同様に、変更契約において も、事業者様から電子契約の利用に関して同意をいただ く必要があるため、担当者様の変更の有無にかかわらず 「電子契約利用承諾書」をご提出ください。		